

愛知県豊橋市(平成 23 年度事業)

1. 事業内容

担当課等	産業部工業勤労課 TEL : 0532-51-2435 FAX : 0532-55-9090
助成事業名	中小事業者の知的財産権取得に対する補助制度

2. 助成事業の内容

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内に本社がある下記の中小事業者（中小企業基本法に該当される方） (1)全従業者数 50 人以下 → 条件なし (2)全従業者数 51 人～100 人 <ul style="list-style-type: none"> → 1 直近 3 か年の事業年度のいずれかにおいて当期損失が生じている場合 → 2 直近の事業年度において累積損失が生じている場合 ※市税の滞納がないことを条件とします。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特許権、実用新案権の出願に係る手数料 ・特許権の審査請求、実用新案の技術評価請求に係る手数料 ・上記に係る手続を弁理士に依頼した場合はその弁理士費用 (注) 1 出願：出願が 2008 年 4 月 1 日以降のもの 2 審査請求、技術評価請求：出願を 2008 年 3 月 31 日以前に行ったもの 3 対象となる経費には、消費税は含みません。
助成期間	<ul style="list-style-type: none"> ・出願…出願をした日から 1 年以内 ・審査請求、技術評価請求…審査請求、技術評価請求をした日から 1 年以内
助成金額、補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる経費の 1/2 の額で、1 件につき出願 15 万円、審査請求・技術評価請求 10 万円を限度 (注) 年 3 回が限度
産業財産権の帰属	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	<ul style="list-style-type: none"> ・出願…出願をした日から 1 年以内 ・審査請求、技術評価請求…審査請求、技術評価請求をした日から 1 年以内
審査（選考）方法	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査
申請に係わる必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書に以下の書類を添付 1 概要書 2 法人にあつては、登記事項証明書 3 従業員数を証明する書類の写し 4 従業員 51 人以上 100 人以下の場合は、次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> (1)直近 3 か年の事業年度のいずれかにおいて当期損失が生じている場合は、当期損失が生じている年度の決算書（損益計算書）の写し (2)直近の事業年度において累積損失が生じている場合は、直近の決算書（貸借対照表）の写し 5 知的財産権取得に係る実績報告書 6 経費の支払等を証明する書類の写し 7 (出願の場合)特許出願の願書の写し又は実用新案出願の願書の写し (審査請求、技術評価請求の場合) 特許出願審査請求書の写し又は実用新案技術評価請求書の写し
支払い方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008 年：16 件、1,770,000 円 ・ 2009 年：16 件、1,727,000 円 ・ 2010 年：9 件（9 月 30 日現在）
応募件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008 年：16 件 ・ 2009 年：16 件 ・ 2010 年：9 件（9 月 30 日現在）
事業予算規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非公開
パンフ等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット有

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・特になし
----------	-------

6. 平成 23 年度の計画・予定等

計画・予定等	・変更なし
--------	-------